**登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告**

割賦販売法第三十五条の二第一項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

一、名称　株式会社ニッセンレンエスコート
　代表者の氏名　代表取締役　外岡　学
　本店の所在地　札幌市中央区南二条西二丁目一三番地
　その他の営業所の名称及び所在地　本店別館　札幌市中央区南二条西二丁目一二番地、函館支店　北海道函館市本町六番地一二号、小樽支店　北海道小樽市稲穂二丁目二二番一号、網走支店　北海道網走市南二条西二丁目七番地、旭川支店　北海道旭川市一条通八丁目五四二番地四号、室蘭支店　北海道室蘭市中島町一丁目二三番一八号、苫小牧支店　北海道苫小牧市表町二丁目一番七号、帯広支店　北海道帯広市西三条南九丁目一番地

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止の年月日　パセオサービスセンター　札幌市北区北六条西二丁目一番一号（平成二十二年三月二十五日）、サンピアザサービスセンター　札幌市厚別区厚別中央二条五丁目七番二号（平成二十二年三月二十五日）、岩見沢支店　北海道岩見沢市一条西二丁目八番二号（平成二十年十一月十日）、千歳支店　北海道千歳市清水町四丁目一九番地（平成二十年十一月十日）、麻生サービスセンター　札幌市北区麻生町五丁目一番八号（平成十九年十二月十日）、美唄支店　北海道美唄市大通西一条南一丁目三番二〇号（平成十九年八月三十一日）、琴似サービスセンター　札幌市西区琴似一条三丁目三番一二号（平成十九年三月三十日）

三、営業保証金の総額　金八十五万円、取戻しをしようとする営業保証金の額　金三十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を北海道経済産業局長に提出すること。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻される。

平成二十二年八月五日

札幌市中央区南二条西二丁目一三番地
株式会社ニッセンレンエスコート
代表取締役　外岡　学

**登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告**

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社きらやか銀行
　代表者の氏名　代表取締役　粟野　学
　本店の所在地　山形市旅篭町三丁目二番三号
　その他の営業所の名称及び所在地　本店営業部　山形市旅篭町三丁目二番三号、山形駅前支店・香澄町支店　山形市香澄町三丁目三番一号、十日町支店　山形市十日町一丁目三番二九号、山形北支店　山形市宮町一丁目一三番一二号、宮町支店　山形市宮町五丁目二番二七号、本町支店　山形市本町二丁目四番九号、西支店・山形西支店　山形市久保田三丁目一番三号、飯塚支店　山形市飯塚町四九九番一号　小白川支店　山形市小白川町二丁目二番二〇号、流通センター支店・流通団地支店　山形市流通センター二丁目三番地、長崎支店　東村山郡中山町大字長崎六九番地、楯岡支店・楯岡北支店　村山市楯岡五日町一番三号、天童北支店　天童市糠塚一丁目一番七号、蔵王支店　山形市蔵王温泉九〇三番地の二ＺＡＯセンタープラザ内、鈴川支店　山形市鈴川町三丁目一五番七二号、白岩支店　寒河江市大字白岩新町三〇番一、間沢支店・西川支店　西村山郡西川町大字間沢六四番地の五、東青田支店　山形市東青田三丁目八番一号、谷地支店・河北支店　西村山郡河北町谷地中央一丁目三番地の二二、桜田支店　山形市桜田東四丁目八番四一号、城西支店・山形城北支店　山形市城西町四丁目二〇番二一号、若葉町支店　寒河江市若葉町一一番地の五、南館支店　山形市南館五丁目四番三六号、秋田支店　秋田県秋田市保戸野千代田町二番五八号、本荘支店　秋田県由利本荘市裏尾崎町九一番地、酒田駅東支店・酒田新橋支店　酒田市旭新町二番一号、東大町支店　酒田市東大町一丁目九番五号、遊佐支店・遊佐駅前支店　鮑海郡遊佐町遊佐字前田三五地、観音寺支店　酒田市小泉字前田一番地の六、余目支店　東田川郡庄内町余目字沢田一五九番地一、山王前支店　鶴岡市山王町一一番一九号、大山支店　鶴岡市大山二丁目一七番一二号、湯野浜支店　鶴岡市湯野浜一丁目一番一〇号、新斎町支店　鶴岡市西新斎町三番一五号、美原町支店　鶴岡市美原町一三番三七号、村上支店　新潟県村上市田端町二番二二号、新潟支店　新潟県新潟市中央区東万代町一番二六号、新発田西支店　新潟県新発田市富塚町一丁目二番三一号、米沢西支店米沢市御廟二丁目七番九七号、長井支店・長井中央支店　長井市栄町七番三四号、鮎貝支店西置賜郡白鷹町大字鮎貝二三三〇番地の一、仙台一番町支店　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目三番二四号、弓の町支店　宮城県仙台市宮城野区小田原弓の町六番地、富沢支店　宮城県仙台市太白区富沢二丁目三番一〇号、大宮支店　埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目五〇番地、東京支店・神田支店　東京都新宿区西新宿七丁目二一番一号、桜町支店・七日町支店　山形市桜町七番三五号、北営業部　山形市大野目三丁目一番一一号、県庁通支店・山形東支店　山形市あこや町三丁目一五番三七号、山形桧町支店・山形江俣支店　山形市桧町四丁目五番七号、中央営業部・産業通支店・山形南支店　山形市鉄砲町二丁目二一番三〇号、蔵王駅前支店　山形市大字松原字下川原三一一番地一四、漆山支店　山形市大字漆山二四〇五番地三、上山支店・上山中央支店　上山市矢来一丁目二番八号、米沢支店　米沢市金池五丁目六番一号、米沢中央支店　米沢市大町四丁目五番四三号、米沢駅前支店　米沢市駅前二丁目一番三八号、宮内支店・宮内東支店　南陽市宮内二六三六番地の一、赤湯支店・南陽支店　南陽市赤湯七九四番地の一、高畠支店・高畠東支店　東置賜郡高畠町大字高畠字町裏七〇二番三、荒砥支店　西置賜郡白鷹町大字荒砥甲一〇三二番地、天童支店・天童中央支店　天童市本町一丁目三番一八号、天童支店交り江出張所　天童市交り江一丁目六番二〇号、寒河江支店・寒河江中央支店寒河江市中央一丁目一四番九号、左沢支店・大江支店　西村山郡大江町大字左沢九二七番地の一、宮宿支店　西村山郡朝日町大字宮宿一一八四番地の一八、天童東支店　天童市南町一丁目七番一号、山辺支店・山辺北支店　東村山郡山辺町大字山辺一二三五番地の五、さくらんぼ東根支店　東根市三日町二丁目八番地四、東根支店　東根市大字東根甲六六〇番地、尾花沢支店・尾花沢中央支店　尾花沢市中町二番五二号、新庄支店　新庄市沖の町五番五号、新庄北支店　新庄市本町五番一四号、新庄支店舟形出張所　最上郡舟形町舟形一〇八番地、最上町支店　最上郡最上町大字向町六〇九番地の六、神町支店・神町北支店　東根市神町中央二丁目五番一〇号、鶴岡中央支店・鶴岡支店　鶴岡市昭和町一二番六三号、鶴岡駅前支店　鶴岡市末広町八番二八号、酒田支店　酒田市中町二丁目六番一七号、酒田中央支店　酒田市本町三丁目一番三〇号、酒田北支店　酒田市千日町一九番一一号、温海支店・温海駅前支店　鶴岡市温海戊五五八番地四、福島支店　福島県福島市本町五番五号、仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町二丁目一九番二一号、仙台卸町支店　宮城県仙台市若林区卸町二丁目一番地の二三、仙台長町支店　宮城県仙台市太白区長町四丁目三番三五号、仙台支店泉営業所　宮城県仙台市泉区中央一丁目七番一号、新発田支店　新潟県新発田市中央町三丁目三番五号、豊栄支店　新潟県新潟市北区白新町二丁目一番二〇号

二、登録年月日　平成十九年四月二十三日

登録削除年月日　平成二十二年五月三十一日

三、営業保証金の額　金五百九十五万円

四、前項の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を東北経済産業局長に提出すること。

五、前項の申出書の提出がないときは、第三項の保証金は取戻される。

平成二十二年八月五日

山形市旅篭町三丁目二番三号
株式会社きらやか銀行
代表取締役　粟野　学